

教 員 選 考 試 験 に 係 る 誓 約 書

令和 年 月 日

山形県教員委員会教育長 殿

住 所

氏 名

1. 私は、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しないことを誓います。
2. 私は、令和 8 年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないことを誓います。
※ なお、本誓約書署名時に山形県青少年健全育成条例第 13 条や山形県迷惑行為防止条例第 3 条に定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。
3. なお、採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

公立学校で勤務するに当たって、「地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項」及び「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律において定める特定性犯罪事実該当者」に該当しないことを誓約いただく必要があります。また、採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容に、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるときは、採用取消等の処分を受けることがあります。

地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)(抄)
(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

政令第四百四十号 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 施行令(抄)

- 十一 山形県青少年健全育成条例(昭和五十四年山形県条例第十三号)
- 十二 山形県迷惑行為防止条例(平成二十四年山形県条例第四十七号)

山形県青少年健全育成条例(昭和 54 年 3 月 26 日山形県条例第 13 号)(抄)

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第 13 条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、第 1 項の行為を教え、又は見せてはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 13 条の 2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為
- (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

山形県迷惑行為防止条例(平成 24 年 3 月 21 日山形県条例第 47 号)(抄)

(卑わいな行為の禁止)

第 3 条 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所等にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。
- (2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体(以下「下着等」という。)をのぞき見し、又は写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(衣服等を透かして見ることができものを含む。以下「写真機等」という。)を使用して撮影すること。
- (3) 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、学校、事務所その他特定かつ多数の人が出入りすることができる場所にいる人又はタクシーその他特定かつ多数の人が利用することができる乗物に乗っている人に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。
- (2) 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の下着等に向けること。

3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣場その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所において当該状態にいる人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該状態にいる人の姿態をのぞき見し、又は写真機等を使用して撮影すること。
- (2) 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は当該状態にいる人の姿態に向けること。